4　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、次に掲げる要件の全てを満たすときはその申請を承認し、当該要件のいずれかを満たさないときはその申請を却下する。

一　現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二　購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制を整備していること。

三　当該事業者が、法第八条第八項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は前条第五項若しくは次項の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送受信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他第一項の規定により委託を受けて購入記録情報の提供等に係る事務を行う承認送受信事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

5　税務署長は、承認送受信事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は第一項の規定により委託を受けて事務を行う購入記録情報の提供等の状況が特に不適当と認められる場合には、当該承認送受信事業者に係る第二項の承認を取り消すことができる。

6　税務署長は、前二項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

7　承認送受信事業者は、第二項の承認に係る事業を廃止しようとするときは、その廃止しようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同項の承認は、同日限りその効力を失う。

8　第十八条第八項の規定は、承認送受信事業者が第一項の規定により委託を受けて事務を行う購入記録情報の提供について準用する。

9　承認送受信事業者は、第一項の規定により委託を受けて事務を行う輸出物品販売場に係る法第八条第二項前段の規定による購入記録情報の提供又は同条第三項後段の規定による税関確認情報の受領をした場合には、当該購入記録情報又は当該税関確認情報を当該輸出物品販売場を経営する事業者に提供しなければならない。

10　承認送受信事業者は、財務省令で定めるところにより、第一項の規定により委託を受けて行う購入記録情報の提供等に係る事務に関し記録を作成し、その作成した記録を保存しなければならない。

第十八条の五第一項中「は、」を「は、設置を予定している臨時販売場（同条第九項の規定により同条第七項に規定する輸出物品販売場とみなされる同条第九項に規定する臨時販売場をいう。以下この条において同じ。）の概要その他の」に、「に財務省令で定める書類を添付して、」を「を、」に改め、同条第二項中「応じ、」の下に「当該各号に定める場合に該当するときは」を加え、「又は当該各号に定める要件を満たさないときは、」を「当該場合に該当しないときは」に改め、同項第一号中「又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる」を「とみなされる」に改め、「（法第八条第九項の規定により同条第七項に規定する輸出物品販売場とみなされる同条第九項に規定する臨時販売場をいう。以下この項、次項及び第六項において同じ。）」及び「当該事業者が」を削り、「満たすこと。」を「満たす場合」に改め、同号イ中「に係る」を「及び購入記録情報の提供等に係る」に改め、「として財務省令で定める者」を削り、同号ロ中「第八条第八項」及び「次項」の下に「（第三号に係る部分を除く。）」を加え、同号ハ中「又は手続委託型輸出物品販売場」を削り、同項第二号中「当該事業者が」を削り、「こと。」を「場合」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　税務署長は、法第八条第十項の承認を受けた事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

一　消費税に関する法令の規定に違反した場合

二　臨時販売場における免税販売手続の状況が特に不適当と認められる場合

三　法第八条第二項前段の規定により提供された購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により同条第一項の税関長の確認に支障があると認められる場合

第十八条の五第六項中「一般型輸出物品販売場若しくは手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場又は自動販売機型輸出物品販売場とみなされる」を削る。

第十八条の六第一項中「第八条第三項本文の承認及び徴収に係る税関長の権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する消費税に関する法令」を「第八条第六項の規定による徴収に係る税関長の権限及びその徴収する消費税に関する法令」に改め、同項第一号中「第八条第三項本文の承認及び」を「第八条第六項の規定による」に、「同項本文の規定により直ちに」を「その」に改める。

第二十八条第一項中「並びに第三十五条、第三十六条の二」を「の規定並びに」に改める。

第三十一条の見出し中「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に改め、同条中「事業者」を「個人事業者」に、「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に、「この条から第三十七条まで」を「第三十四条まで」に改める。

第三十二条の見出しを「（延納の許可が取り消された場合等の処理）」に改め、同条第一項中「リース譲渡につき」を「延払条件付譲渡につき」に、「受けている事業者」を「受けている個人事業者（その相続人を含む。以下第三十四条までにおいて同じ。）」に、「当該リース譲渡」を「当該延払条件付譲渡」に、「所得税法第六十五条第一項ただし書（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了の日の属する課税期間若しくは同条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度終了の」を「同項ただし書に規定する延納の許可が取り消された」に、「これらの」を「当該」に、「当該事業者」を「当該個人事業者」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に、「事業者」を「個人事業者」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十二条の二を削る。

第三十三条中「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に、「事業者が」を「個人事業者が」に改め、同条各号中「事業者（」を「当該個人事業者（」に、「免除される事業者」を「免除される個人事業者」に改める。

第三十四条の見出し中「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に改め、同条第一項中「リース譲渡につき」を「延払条件付譲渡につき」に、「リース譲渡で」を「延払条件付譲渡で」に、「リース譲渡に係る賦払金」を「延払条件付譲渡に係る賦払金」に改め、同項第一号中「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に改め、同項第二号中「免除される事業者」を「免除される個人事業者」に、「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に改め、同項第三号中「事業者に」を「個人事業者に」に、「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に、「事業者で」を「個人事業者で」に改め、同項第四号中「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第三十五条から第三十七条までを次のように改める。

**第三十五条から第三十七条まで**　削除

第三十九条中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に、「）の」を「の特例）の」に改める。

第六十二条第二項中「並びに第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項の規定」を削る。

第六十三条の二第二項中「おける」の下に「第十八条第十項、」を、「ついては」の下に「、第十八条第十項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と」を加える。

第七十一条の二第一項第一号中「電磁的記録」を「購入記録情報及び同条第三項に規定する税関確認情報」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十六条第四項中「事業者に係る」の下に「第十八条第十項、」を、「ついては」の下に「、第十八条第十項中「経過した日」とあるのは「経過した日（第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日）」と」を加える。